

いなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱運用協定書

いなべ市長（以下「甲」という。）と三重県いなべ警察署長（以下「乙」という。）とは、いなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（以下「要綱」という。）に基づき、いなべ市が締結する契約等から暴力団等の排除を実現するために、下記に定める事項について合意し、相互の立場を尊重しつつ最大限の協力を行うものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、いなべ市の締結する契約等から暴力団等を排除するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書で使用する用語は、要綱で使用する用語の例によるものとする。

（契約者等からの排除）

第3条 甲は、要綱第4条第1項に規定する照会を行うときは、様式第1号により乙に照会するものとする。

2 乙は、前項の規定による照会を受けたときは、調査のうえ、様式第2号により甲に回答するものとする。

3 乙は、要綱第3条に規定する通報を行うときは、様式第3号により通報することとする。

4 甲及び乙は、契約者等の実態及び動向について情報の収集及び交換に努めることとし、契約者等が要綱の別表第2に掲げるいずれかに該当すると疑義が生じたときは、照会又は通報の措置をとる前に相互の担当者間で当該事案について協議を行うものとする。

（改善の確認）

第4条 甲は、要綱の別表第2に該当するとして要綱第5条第1項及び第6条第2項による措置をとった者については、当該措置期間の満了する日の1月前までに、乙に対し様式第4号により当該業者の措置を行った原因となった事実について改善の有無の確認を求めるものとし、乙は調査のうえ、様式第5号により回答するものとする。

2 甲は、要綱第5条第4項及び第6条第4項による措置をとった者について、改善の有無を確認する必要が生じたときは、甲及び乙の担当者間の協議のうえ、乙に対し、様式第4号により当該契約解除の原因となった事実について改善の有無の確認を求めるものとし、乙は調査のうえ、様式第5号により回答するものとする。

（不当介入に対する措置）

第5条 乙は、要綱第7条第1項による通報を受けたときは、様式第6号により、速やかに発注者に通知するものとする。

2 発注者が要綱第7条第1項による報告を受けたときは、様式第7号により、甲

は速やかに乙に通知するものとする。また、甲は前項の乙からの通知を受けて不当介入が確認できなかったときは、様式第7号にその様式のなお書きを加え乙に通知するものとする。

3 乙は、暴力団等による不当介入を受けた受注者が、警察への通報等及び発注者への報告をしたときは、その内容に応じて、対処要領を教示するとともに、違法又は不当行為については、迅速かつ確実な取締り及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく行政命令の発出並びに当該受注者及びいなべ市の職員等関係者への万全な保護対策の徹底を図るものとする。

4 乙は、前項の対応状況について、甲及び受注者に対し適時連絡するものとする。

5 乙は、受注者が契約等において暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等を怠ったと認められる事案を認知した場合で著しく信用を損なう行為であると認められるときは、様式第8号により、速やかに甲に通報するものとする。

（その他）

第6条 甲は、本協定書に基づき、資格停止措置要綱に基づく措置又は資格停止措置要綱に準じた措置を講じたときは、乙に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

2 甲は、本協定書に基づく措置を講じた後、この措置を受けた当該業者等からの問い合わせ等のトラブルが生じたときは、その解決のための協力を乙に要請できるものとする。

3 甲及び乙は、相互の了解なくして、提供された情報を第三者に漏らしてはならない。

（定めのない事項等）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

なお、本協定書の運用は平成28年11月1日から適用するものとし、同日付をもって平成21年11月30日付「いなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱運用協定書」は廃止するものとする。

平成28年11月1日

甲 いなべ市長 日 沖 靖

乙 三重県いなべ警察署長 柳 瀬 真